

報道関係者各位

令和8年8月5日

クーリングシェルターに係る協定の締結について 【舞鶴市内の郵便局全19施設を新規指定】

舞鶴市と日本郵便株式会社は、令和6年2月に安全・安心なまちづくりや地域経済の活性化等を図ることを目的として、「包括的連携に関する協定書」を締結しています。

今般、同協定に係る取り組みの一環といたしまして、舞鶴市内にある19の郵便局すべてを、クーリングシェルター（気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設）として広く市民へ解放する旨の協定を締結しましたのでお知らせいたします。

1 協定締結日

令和8年8月4日（火）

2 協定内容

- ・熱中症による人の健康被害の発生防止を目的として、熱中症特別警戒アラートの発表期間をはじめ（同アラート発表時以外も利用可能）、危険な暑さから避難できるよう市内全ての郵便局（19局）をクーリングシェルターとして指定し開放する取組。
- ・郵便局は、クーリングシェルターとして施設の適切な維持管理、運営等を実施。
- ・市は、クーリングシェルターに係る広報や物品（ポスターなど）の貸与、必要な情報提供等を実施。
- ・市町村と日本郵便(株)との間のクーリングシェルターに係る同様の協定締結は、京都府内で2例目となります（宮津市が令和8年6月25日に締結）。

3 参考

（1）クーリングシェルターについて

- ・クーリングシェルター（気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設）とは、危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設であり、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に解放される施設です。
- ・舞鶴市内のクーリングシェルターは、今回の郵便局19施設を加えて計34施設です（別紙参照）。

（2）「舞鶴市と日本郵便(株)との包括的連携に関する協定書」について

令和6年2月に舞鶴市と日本郵便(株)で締結した協定であり、舞鶴市と郵便局のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、安全・安心なまちづくりや地域経済の活性化等を図ることを目的としています。

【協定に基づく連携項目】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①暮らしやすいまちづくりに関すること | ②まちの魅力発信に関すること |
| ③未来を担う子どもの育成に関すること | ④安全のまちづくりに関すること |
| ⑤その他、地域活性化に関すること | |



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市 市民環境部 生活環境課（担当：有田、江上）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1064](tel:0773-66-1064)、[FAX: 0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail: kankyou@city.maizuru.lg.jp